

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成型板等を除去する作業（1から3の項、次項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自	年 月 日
	至	年 月 日
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 ( 、 m <sup>2</sup> ) 2 石綿を含有する保温材 ( 、 m <sup>2</sup> ) 3 石綿を含有する耐火被覆材 ( 、 m <sup>2</sup> ) 4 石綿を含有する断熱材 ( 、 m <sup>2</sup> ) 5 石綿を含有する仕上塗材 ( 、 m <sup>2</sup> ) 6 石綿を含有する成型板等 ( 、 m <sup>2</sup> ) 詳細は別紙のとおり	
特定粉じん排出等作業の方法	・除去 ・囲い込み ・封じ込め ・その他 ( )	
特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙とおり	
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙とおり	
作業の掲示	設置予定年月日	年 月 日
	設置場所	別紙とおり
作業に係る石綿作業主任者の氏名及び電話番号	電話番号	
特定工事の受注者の現場責任者の氏名及び電話番号	電話番号	
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び電話番号	電話番号	

備考 1 解体等作業が特定粉じん排出等作業（石綿等排出作業）に該当する場合に作成すること。  
 2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。